

子ども・若者ビジョン（平成 28・29 年度）に位置付けた推進事業の主な成果と課題**【基本的な方向性Ⅰ 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みをつくる】****【施策 1 子ども・若者の居場所づくりと多世代が交流しながら互いに支え合えるしくみづくり】****① こども文化センター運営事業**

- ・ こども文化センターの今後の運営のあり方等を検討し、多世代交流の促進に向けた取組等について、平成 31 年度からの次期指定管理者の募集・選定の仕様書等に位置付けた。

② わくわくプラザ事業

- ・ わくわくプラザ事業の今後の運営のあり方等を検討し、学校の長期休業期間中の朝の開設時間の延長に向け、段階的に試行的な取組を拡充するとともに、平成 31 年度からの次期指定管理者の募集・選定の仕様書等に位置付けた。

③ 地域の寺子屋事業

- ・ 寺子屋の拡充については、地域や学校の実情に合わせて進め、寺子屋立ち上げに向けた準備期間が必要などの原因から、38 か所への拡充となった。

【施策 2 多様な主体が連携した、子ども・若者が安全で安心して過ごせる社会環境づくり】**① 民生委員児童委員活動育成等事業**

- ・ 本市の世帯数の増加に伴い、3 回の随時の改選を通じて 32 名の委嘱を行ったものの充足率は 87.2%（平成 28 年度充足率 87.8%）となったものの、地域の中で 20,843 件もの相談・支援を行っているほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業への協力や子育て支援等の自主事業の開催等を通じて、地域福祉の向上を図っている。

② 地域で行われている様々な社会環境づくり

- ・ 青少年指導員による地域巡回パトロールや民生委員児童委員などによる相談・支援活動など地域の多様な主体による活動が行われているとともに、防犯対策や学校安全・交通安全対策が地域との協働で行われている。

【施策 3 家庭・学校・地域・行政が連携した子ども・若者への取組の充実】**① 地域における教育活動の推進事業**

- ・ 各行政区・各中学校区に地域教育会議を設置し、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援するとともに、市内 17 か所のスイミングスクールと連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を開催した。（参加者数：2,849 人）

② 区における教育支援推進事業

- ・ 突発的な事案や解決が困難な事案に対しても、地域みまもり支援センターをはじめとする区役所の関係機関等と連携しながら、迅速かつ丁寧な支援を実施している。

【基本的な方向性Ⅱ すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する】

〔施策1 親と子のよりよい関係づくりと子ども・若者の健やかな成長に向けた支援〕

① 特別支援教育推進事業

- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援については、最大週2回（180分間）、希望した14人に看護師訪問を実施するとともに、支援のあり方について検討を進め、平成30年度から小中学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒を対象とした看護師の学校訪問について、回数制限をなくし、一人ひとりの医療的ケアの状況に応じた訪問とする等、ニーズに応じた支援を推進している。

② 児童支援コーディネーター専任化事業

- ・ 平成29年度から、小学校全校（113校）で児童支援コーディネーターを専任化した。

③ 小児医療費助成事業

- ・ 通院医療費の助成に係る小学校6年生までの対象年齢の引上げを平成29年4月に実施した。

〔施策2 子ども・若者の自己形成支援と豊かな心を育む教育の推進〕

① キャリア在り方生き方教育推進事業

- ・ 研究推進校での検証結果を活かしながら、平成29年度からは、市立小・中・高等学校全校でキャリア在り方生き方教育を実施している。

〔施策3 子ども・若者の社会的な自立に向けた支援の充実〕

① 魅力ある高校教育の推進事業

- ・ 定時制高校生徒の将来の自立に向け、学習や就職等の相談・支援として、平成28年度からは市立川崎高校において、平成29年度からは市立高津高校においてモデル事業を実施している。

② 児童養護施設等運営事業

- ・ 施設等を退所する児童の自立支援の充実に向け検討を行い、平成30年度から、「子ども・若者応援基金」を活用しながら、里親家庭や児童養護施設などで生活する子どもへの学習・進学等の支援を実施している。

【基本的な方向性Ⅲ 困難を抱える子ども・若者を支援する】

〔施策1 児童虐待など保護を必要とする子ども・若者への支援〕

① 児童相談所運営事業

- ・ 児童虐待への適切な対応や困難を抱える子どもとその家庭を支援する体制強化に向け、児童福祉法の改正に基づき、児童福祉司及び児童心理司を増員するとともに、平成 29 年度からは非常勤弁護士を新たに配置した。

〔施策2 日常生活への適応に課題を抱える子ども・若者への支援〕

① 児童生徒指導・相談事業

- ・ スクールカウンセラーを全中学校に配置し、児童生徒の心のケアを行うとともに、各区にスクールソーシャルワーカーを配置し、地域みまもり支援センターなど関係機関と連携しながら、子どもが置かれた状況に応じた支援を行っている。

② 児童支援コーディネーター専任化事業

- ・ 平成 29 年度から、小学校全校（113 校）で児童支援コーディネーターを専任化した。

〔施策3 子どもの貧困への対応〕

① 子ども・若者支援推進事業

- ・ 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果を取りまとめ、子どもの貧困対策の基本的な考え方を策定するとともに、平成 30 年 3 月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、子どもの貧困対策の推進に向けた取組を位置付けた。

② 就学援助・就学事務

- ・ 就学援助費の支給については、新中学校 1 年生（平成 30 年度新入学）に対する新入学児童生徒学用品費の入学前支給を開始した。